

平成 26 年 8 月 1 日 (金)

第 4 回 上田市子ども・子育て会議

資料 2

条 例 (案) に つ い て

1 上田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例案に関する資料

地域型保育事業（家庭的保育事業者等）の設備及び運営に関する基準 . . . P1～P8

2 上田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例案に関する資料

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 . . . P9～P16

3 保育の支給認定（保育の必要性の認定）に関する基準 . . . P17～P18

4 上田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案 . . . P19～P29

地域型保育事業(家庭的保育事業者等)の設備及び運営に関する基準

(1) 小規模保育事業

大項目	小項目	国基準			区分	市基準
		A型	B型	C型		
定員		6~19人		6~10人		
職員数・資格要件	保育従事者	保育士 (保健師又は看護師の特例有)	保育士+保育従事者 (保健師又は看護師の特例有) (保育士割合1/2以上)	家庭的保育者 (+家庭的保育補助者)		A型 国の基準どおり B型 保育士+保育従事者(保健師又は看護師の特例有)(保育士割合3/4以上) C型 保育従事者は保育士とする。
	職員数(割合)	0歳児 3:1 1, 2歳児 6:1 3歳児 20:1 4歳以上児 30:1	左記に定める数の合計数に1を加えた数	0~2歳児 3:1 (家庭的保育補助者を置く場合は、5:2)	従うべき基準	A型・B型 0歳児及び1歳児 3:1 2歳児 6:1 3歳児 20:1 4歳以上児 30:1 C型 0~2歳児 3:1 左記に定める数の合計数に1を加えた数
嘱託医		嘱託医を置かなければならない。				国の基準どおり
居室の設備・面積基準	設備	0, 1歳児 乳児室又はほふく室 2歳以上児 保育室又は遊戯室 便所		保育を行う専用居室	参酌すべき基準	国の基準どおり
	面積	0, 1歳児 1人3. 3m ² 2歳以上児 1人1. 98m ²		0~2歳児 1人3. 3m ²		国の基準どおり
屋外遊技場の設備・面積基準	設備	屋外遊技場 (付近の代替地可)			参酌すべき基準	国の基準どおり
	面積	2歳以上児 1人3. 3m ²				国の基準どおり
給食	給食	自園調理(調理業務の委託は可能) 連携施設等からの搬入可(社会福祉施設、病院を含む)			従うべき基準	国の基準どおり
	設備	調理設備				国の基準どおり
	職員	調理員(調理業務の全部委託、連携施設等からの搬入を行う場合は不要)				国の基準どおり

大項目	小項目	国基準			区分	市基準	
		A型	B型	C型			
耐火基準	耐火基準等	認可保育所に準じた上乗せ規制			す べ き 准 則 基 準	国の基準どおり	
連携施設		保育が適正かつ確実に行われ、及び、保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、連携協力をを行う認定こども園、幼稚園及び保育所を適切に確保しなければならない。				国の基準どおり	
連携内容	給食に関する支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 連携施設からの搬入の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・食事の提供の責任が家庭的保育事業者等にあり、その管理者が衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託との契約内容が確保されていること。 ・連携施設の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。 ・利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。 ・食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。 				国の基準どおり	
	集団保育支援	<ul style="list-style-type: none"> ・利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。 				国の基準どおり	
	後方支援	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、家庭的保育事業者等に代わって保育を提供すること。 				国の基準どおり	
	卒園後の受け皿	<ul style="list-style-type: none"> ・保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。 				国の基準どおり	
	食事の提供	<p>この条例の施行の日の前日において現に存する児童福祉法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設又は事業を行う者が、施行日以後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、施行日から起算して5年を経過するまでの間、以下の規定は適用しないことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用乳幼児に食事を提供するときは、家庭的保育事業所内等で調理する方法により行う。 ・利用乳幼児に食事を提供するときは、その献立はできる限り変化に富み、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。 ・食事は、食品の種類及び調理方法について栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。 ・調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。 ・利用乳幼児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。 ・調理設備を設けること。 ・調理員を置かなければならない。 				国の基準どおり	
経過措置					従 う べき 基 準		

大項目	小項目	国基準			区分	市基準
		A型	B型	C型		
経過措置	連携施設	・連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、施行日から起算して5年を経過するまでの間、連携施設の確保をしないことができる。				「保育内容の支援」「卒園後の受け皿」に関する規定については、経過措置に該当しない
	職員等		・家庭的保育者及び家庭的保育補助者は、施行日から起算して5年を経過するまでの間、保育従事者とみなす。			規定しない
				・施行日から起算して5年を経過するまでの間、利用定員を6人以上15人以下とすることができる。		国の基準どおり

(2) 小規模保育事業以外

大項目	小項目	国基準				区分	市基準		
		家庭的保育事業	事業所内保育事業		居宅訪問型保育事業				
			利用定員 19人以下	利用定員 20人以上					
定員		5人以下	-	-	-				
職員数・資格要件	保育従事者	家庭的保育者 (+家庭的保育補助者)	保育士 +保育従事者 (保健師又は看護師の特例有) (保育士割合1/2以上)	保育士 (保健師又は看護師の特例有)	家庭的保育者	従うべき基準	家庭的、事業所内(19人以下)、居宅訪問型 保育従事者は保育士とする。 (保健師又は看護師の特例有) 事業所内保育事業(定員20人以上)は国の基準どおり		
	職員数(割合)	0~2歳児 3:1 (家庭的保育補助者を置く場合は、5:2)	0歳児 3:1 1, 2歳児 6:1 3歳児 20:1 4歳以上児 30:1 上記に定める数の合計数に1を加えた数	0歳児 3:1 1, 2歳児 6:1 3歳児 20:1 4歳以上児 30:1	0~2歳児 1:1		家庭的保育事業 0~2歳児 3:1 事業所内保育事業(小規模型) 0歳児及び1歳児 3:1 2歳児 6:1 3歳児 20:1 4歳以上児 30:1 上記に定める数の合計数に1を加えた数 上記以外は、国の基準どおり		
嘱託医		嘱託医を置かなければならない。			基準なし		国の基準どおり		
居室の設備・面積基準	設備	保育を行う専用居室 便所	0, 1歳児 乳児室又はほふく室及び医務室 2歳以上児 保育室又は遊戯室 便所	-	-	参酌すべき基準	国の基準どおり		
	面積	9. 9m ² 以上 乳幼児3人を超える場合は1人につき3. 3m ² 以上	乳児室又はほふく室 1人3. 3m ² 保育室又は遊戯室 1人1. 98m ²	乳児室 1人1. 65m ² ほふく室 1人3. 3m ² 保育室又は遊戯室 1人1. 98m ²	-		国の基準どおり		

大項目	小項目	国基準				区分	市基準		
		家庭的保育事業	事業所内保育事業		居宅訪問型保育事業				
			利用定員 19人以下	利用定員 20人以上					
屋外遊技場の設備・面積基準	設備	同一敷地内に遊戯等に適當な広さの庭(付近の代替地可)	屋外遊技場 (付近の代替地可)		-	参 酌 基 す べ き	国の基準どおり		
	面積	2歳以上児 1人3.3m ²	2歳以上児 1人3.3m ²		-		国の基準どおり		
給食	給食	自園調理(調理業務の委託は可能) 連携施設等からの搬入可(社会福祉施設、病院を含む)			-	従 う べき 基 準	国の基準どおり		
	設備	調理設備	調理設備	調理室	-		国の基準どおり		
	職員	調理員 (調理業務の全部委託、3人以下の保育、連携施設からの搬入を行う場合は不要)	調理員 (調理業務の全部委託、連携施設からの搬入を行う場合は不要)		-		国の基準どおり		
耐火基準	耐火基準等	・火災報知機及び消火器を設置する。 ・消化訓練及び避難訓練を定期的に実施する。	認可保育所に準じた上乗せ規制		-	参 酌 基 す べ き	国の基準どおり		
提供する保育		-			① 障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であるを認められる乳幼児に対する保育 ② 子ども・子育て支援法第34条第5項又は第46条第5項の規定により便宜の提供に対応するために行う保育 ③ 児童福祉法第24条第5項に規定する措置に対応するために行う保育		国の基準どおり		

大項目	小項目	国基準			区分	市基準
		家庭的保育事業	事業所内保育事業 利用定員 19人以下	居宅訪問型保育事業 利用定員 20人以上		
提供する保育				<p>④ 母子家庭等の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要な程度及び家庭等の状況を勘案し、保育を提供する必要が高いと市が認める乳幼児に対する保育</p> <p>⑤ 離島その他の地域であって、居宅訪問型保育事業以外の家庭的保育事業等の確保が困難であると市町村が認めるものにおいて行う保育</p>		
連携施設		保育が適正かつ確実に行われ、及び、保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、連携協力をを行う認定こども園、幼稚園及び保育所を適切に確保しなければならない。	連携施設を確保しないことができる。	上記①に該当する場合には、保育を行う乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ連携する障害児入所支援施設その他の市の指定する施設を適切に確保しなければならない。	従うべき基準	国の基準どおり
連携内容	給食に関する支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 連携施設からの搬入の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 食事の提供の責任が家庭的保育事業者等にあり、その管理者が衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託との契約内容が確保されていること。 ・ 連携施設の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。 ・ 利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。 ・ 食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。 	-			国の基準どおり

大項目	小項目	国基準			区分	市基準		
		家庭的保育事業	事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業				
			利用定員 19人以下					
連携内容	集団保育支援	・利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。	-	従うべき基準	国の基準どおり			
	後方支援	・家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、家庭的保育事業者等に代わって保育を提供すること。	-		国の基準どおり			
	卒園後の受け皿	・保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。	-		国の基準どおり			
地域枠の子どもの受け入れ		-	別表のとおり、利用定員の区分に応じ、それぞれ右欄に定める数以上のその他の乳児又は幼児の定員枠を設けなければならない。	-	すき参考基準	国の基準どおり		
経過措置	食事の提供	この条例の施行の日の前日において現に存する児童福祉法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設又は事業を行う者が、施行日以後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、施行日から起算して5年を経過する日までの間、以下の規定は適用しないことができる。 ・利用乳幼児に食事を提供するときは、家庭的保育事業所内等で調理する方法により行う。 ・利用乳幼児に食事を提供するときは、その献立はできる限り変化に富み、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。 ・食事は、食品の種類及び調理方法について栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。 ・調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。 ・利用乳幼児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。	-	従うべき基準	国の基準どおり			
		・調理設備を設けること。 ・調理員を置かなければならない。	・調理室を設けることと。 ・調理員を置かなければならぬ。	-	国の基準どおり			
	連携施設	・連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、施行日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。	-	「保育内容の支援」「卒園後の受け皿」に関する規定については、経過措置に該当しない				

大項目	小項目	国基準			区分	市基準		
		家庭的保育事業	事業所内保育事業					
			利用定員 19人以下	利用定員 20人以上				
経過措置	職員等	-	・家庭的保育者及び家庭的保育補助者は、施行日から起算して5年を経過するまでの間、保育従事者とみなす。	-	-	従うべき基準	規定しない	

利用定員数	その他の乳児又は幼児の数
1人以上5人以下	1人
6人以上7人以下	2人
8人以上10人以下	3人
11人以上15人以下	4人
16人以上20人以下	5人
21人以上25人以下	6人
26人以上30人以下	7人
31人以上40人以下	10人
41人以上50人以下	12人
51人以上60人以下	15人
61人以上70人以下	20人
71人以上	20人

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準

国基準				区分	市基準	
特定教育・保育施設 運営に関する基準	利用する定員に 利用定員の数	認定こども園	20人以上	従うべき基準	国の基準どおり	
		幼稚園	最低数は設けない		国の基準どおり	
	子どもの年齢区分による定員 設定	保育所	20人以上		国の基準どおり	
		1号認定(3~5歳)			国の基準どおり	
	(1) 提供する教育・保育の内容及び手続の説明及び同意	2号認定(3~5歳)			国の基準どおり	
		3号認定のうち、0歳			国の基準どおり	
		3号認定のうち、1~2歳			国の基準どおり	
	特定教育・保育の提供開始に際して、あらかじめ、利用申込みを行った保護者に対し説明を行い、同意を得る。					
	事前説明をする事項 ・運営規程の概要 ・職員の勤務体制 ・利用者負担 ⇒ 教育・保育施設の選択に資すると認められる事項					
	事前説明の方法 ・パンフレット、概要書などの文書による丁寧な説明が基本 ・保護者の求めに応じ、電子ファイルも可					
	(2) 応諾義務 ・利用の申し込みを受けたときは、正当な理由がなければこれを拒んではならない ・定員を上回る場合には選考 選考方法はあらかじめ明示 <input type="radio"/> 1号認定(教育標準時間認定を受けた子ども) 抽選、申し込みを受けた順序、設置者の教育・保育に関する理念・基本方針に基づく選考などその他公正な方法による選考 <input type="radio"/> 2号、3号認定(保育認定を受けた子ども) 保育の必要性の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる子どもが優先的に利用できるよう選考				国の基準どおり	
	・適切な教育・保育の提供困難時の措置 利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を講じなければならない。				すすめべき基準	
	(3) あっせん、調整及び要請に対する協力 特定教育・保育施設は、市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所)は、市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。				従うべき基準	
	(4) 受給資格等の確認、支給認定申請の援助 特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定証により支給認定の有無、有効期間等を確認 支給認定申請が行われていない場合は、申請が行われるよう必要な援助を行う				すすめべき基準	

	国基準	区分	市基準
特定教育・保育施設 運営に関する基準	(5) 心身の状況等の把握 子どもの心身の状況、置かれている環境等の把握に努める	参 照 す べき 基 準	国の基準どおり
	(6) 小学校等との連携 特定教育・保育の提供終了に際して、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、密接な連携に努めなければならない。		国の基準どおり
	(7) 特定教育・保育の提供の記録 特定教育・保育の提供日、内容その他必要な事項を記録		国の基準どおり
	(8) 利用者負担額等の受領 特定教育・保育を提供した際は、支給認定保護者から特定教育・保育に係る利用者負担額を受けるものとし、また、特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要と認められる対価、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用の支払いを受けることができる。 なお、支払いを求める際には、あらかじめ支払いを求める理由を保護者に説明し、同意を得ること。		国の基準どおり
	(9) 施設給付費等の額に係る通知等 特定教育・保育施設は、支給認定保護者に対し、施設給付費の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育を提供したことを証する書類を通知、又は交付しなければならない。	す 參 照 べき 基 準	国の基準どおり
	(10) 特定教育・保育の取扱方針 子どもの心身の状況を踏まえ、適切に教育・保育を提供する ・幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園教育・保育要領 ・認定こども園 幼稚園教育要領、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針 ・幼稚園 幼稚園教育要領 ・保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針		国の基準どおり
	(11) 特定教育・保育に関する評価等 ・自らによる質的評価を行い、常に改善を図る ・関係者又は外部の者による評価を受けて、結果を公表し、常に改善を図る	従 う べき 基 準	国の基準どおり
	(12) 相談及び援助 子どもの心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他援助を行う。		国の基準どおり
	(13) 緊急時等の対応 職員は教育・保育の提供を行っているときに子どもに体調の急変が生じた場合等には、速やかに保護者及び医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じる。		国の基準どおり
	(14) 保護者に関する市町村への通知 保護者の虚偽・不正行為による教育・保育の提供を把握した場合の市町村への通知		国の基準どおり

	国基準	区分	市基準
特定教育・保育施設 運営に関する基準	(15) 運営規程の策定 運営規程に定めるべき事項 <ul style="list-style-type: none">・施設、事業の目的及び運営の方針・提供する教育・保育の内容・職員の職種、員数及び職務の内容・特定教育・保育を提供する日及び時間並びに提供を行わない日・利用者負担その他の費用の種類、支払いを求める理由及びその額・区分ごとの利用定員・特定教育・保育施設の利用開始・終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項・緊急時における対応方法・非常災害対策・虐待防止のための措置に関する事項・その他の施設・事業の運営に関する重要事項	参考すべき基準	国の基準どおり
	(16) 勤務体制の確保等 職員の勤務体制を定め、必要研修機会を確保し、資質向上等を図る		国の基準どおり
	(17) 利用定員の遵守 所定のやむを得ない事情がある場合を除き、利用定員を超えて教育・保育の提供を行ってはならない。		国の基準どおり
	(18) 揭示 <ul style="list-style-type: none">・運営規程の概要・職員の勤務体制・利用者負担		国の基準どおり
	(19) 子どもの適切な処遇 <ul style="list-style-type: none">子どもを平等に取り扱う原則虐待等の禁止懲戒に係る権限の濫用防止		国の基準どおり
	(20) 個人情報管理(秘密保持) <ul style="list-style-type: none">業務上知り得た子ども及びその保護者の秘密の保持職員(退職者を含む)に対して、秘密保持のために必要な措置を講じる関係機関(小学校等)への情報提供が必要な場合に対応するため、保護者に周知・説明し同意を得る		国の基準どおり
	(21) 情報提供等 <ul style="list-style-type: none">特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努める特定教育・保育施設について虚偽又は誇大な広告をしてはならない	参考すべき基準	国の基準どおり
	(22) 利益供与等の禁止 教育・保育施設を紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない		国の基準どおり
	(23) 苦情処理 苦情受付窓口の設置、苦情内容等の記録、苦情に関する市町村事業に対する協力 市町村による指導監督等に対し、必要な協力、改善等	参考すべき基準	国の基準どおり

		国基準	区分	市基準		
特定教育・保育施設 運営に関する基準		(24) 地域との連携等 地域住民との連携及び協力を行う等地域との交流に努める	す 参 照 べき 基 準	国の基準どおり		
		(25) 事故発生の防止及び発生時の対応 事故の発生防止 ・事故発生防止のための指針の整備 ・従業者に対する改善策の周知体制の整備 ・事故発生防止のための委員会及び従業者への研修の実施 事故発生対応 ・保護者、市町村に対して速やかな報告、必要な措置 ・事故発生時の状況、処置等に関する記録 ・損害賠償	従うべき基準	国の基準どおり		
		(26) 会計の区分 教育・保育施設ごとの区分経理		国の基準どおり		
		(27) 記録の整備 ・職員、設備又は会計に関する諸記録 ・特定教育・保育の提供に当たっての計画 ・特定教育・保育の提供に係る必要な事項の記録 ・市町村への通知に係る記録 ・苦情の内容等の記録 ・事故の状況及び事故の際に取った処置についての記録	参 照 すべき 基 準	国の基準どおり		
		(1) 特別利用保育の提供 児童福祉施設の設備及び運営の基準を遵守 利用定員を遵守		国の基準どおり		
特費例に施設する型る給基付 准		(2) 特別利用教育の提供 学校の設備、編成その他に関する設置基準を遵守 利用定員を遵守	従うべき基準	国の基準どおり		
特定保育事業 地域型	利 用 す る 基 準 に	利用定員の数 子どもの年齢区分による定員 設定	家庭的保育事業 小規模保育事業A型及びB型 小規模保育事業C型 居宅訪問型保育事業 3号認定のうち、0歳 3号認定のうち、1~2歳	1人以上5人以下 6人以上19人以下 6人以上10人以下 1人	従うべき基準	国の基準どおり
						国の基準どおり

	国基準	区分	市基準
特定地域型保育事業 運営に関する基準	(1) 提供する教育・保育の内容及び手続の説明及び同意 特定教育・保育の提供開始に際して、あらかじめ、利用申込みを行った保護者に対し説明を行い、同意を得ることを求める 事前説明を要する事項 ・重要事項に関する規程の概要　　・連携施設の種類　　・名称 ・連携協力の概要　　・職員の勤務体制　　・利用者負担　　⇒ 事業の選択に資すると認められる事項 事前説明の方法 ・パンフレット、概要書などの文書による丁寧な説明が基本 ・保護者の求めに応じ、電子ファイルも可	従うべき基準	国の基準どおり 国の基準どおり
	(2) 応諾義務 ・利用の申し込みを受けたときは、正当な理由がなければこれを拒んではならない ・定員を上回る場合には選考 選考方法はあらかじめ明示 ○ 3号認定(保育認定を受けた子ども) 保育の必要性の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる子どもが優先的に利用できるよう選考		国の基準どおり
	・適切な教育・保育の提供困難時の措置 利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を講じなければならない。	すすめべき基準	国の基準どおり
	(3) あっせん、調整及び要請に対する協力 特定地域型保育事業者は、市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 特定地域型保育事業者は、市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	従きうべき基準	国の基準どおり
	(4) 受給資格等の確認、支給認定申請の援助 特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定証により支給認定の有無、有効期間等を確認 支給認定申請が行われていない場合は、申請が行われるよう必要な援助を行う	参考すべき基準	国の基準どおり
	(5) 心身の状況等の把握 子どもの心身の状況、置かれている環境等の把握に努める	従きうべき基準	国の基準どおり
	(6) 特定教育・保育施設等との連携 連携施設の確保(利用定員が20人以上の事業所内保育事業を行うものを除く) ・保育内容に関する支援 ・卒園後の受け皿 障害児入所支援施設その他の市町村の指定する施設の確保(乳幼児を保育する居宅訪問型保育事業を行うもののみ)	従うべき基準	国の基準どおり
	特定地域型保育の提供終了に際しては、子どもに係る情報の提供その他連携施設等との密接な連携に努める。	すすめべき基準	

	国基準	区分	市基準
特定地域型保育事業 運営に関する基準	(7) 利用者負担額等の受領 特定地域型保育を提供した際は、支給認定保護者から特定地域型保育に係る利用者負担額を受けるものとし、また、特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要と認められる対価、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用の支払いを受けることができる。 なお、支払いを求める際には、あらかじめ支払いを求める理由を保護者に説明し、同意を得ること。	従うべき基準 参考すべき基準	国の基準どおり
	(8) 特定地域型保育の取扱方針 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、子どもの心身状況を踏まえた適切な保育の提供		国の基準どおり
	(9) 特定教育・保育に関する評価等 <ul style="list-style-type: none">・自らによる質的評価を行い、常に改善を図る・外部の者による評価を受けて、結果を公表し、常に改善を図る		国の基準どおり
	(10) 運営規程の策定 運営規程に定めるべき事項 <ul style="list-style-type: none">・事業の目的及び運営の方針・提供する特定地域型保育の内容・職員の職種、員数及び職務の内容・特定地域型保育を提供する日及び時間並びに提供を行わない日・利用者負担その他の費用の種類、支払いを求める理由及びその額・利用定員・事業の利用開始・終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項・緊急時における対応方法・非常災害対策・虐待防止のための措置に関する事項・その他の特定地域型保育事業の運営に関する重要な事項		国の基準どおり
	(11) 勤務体制の確保等 職員の勤務体制を定め、必要研修機会を確保し、資質向上等を図る		国の基準どおり
	(12) 利用定員の遵守 所定のやむを得ない事情がある場合を除き、利用定員を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない。		国の基準どおり
	(13) 記録の整備 <ul style="list-style-type: none">・職員、設備又は会計に関する諸記録・特定地域型保育の提供に当たっての計画・特定地域型保育の提供に係る必要な事項の記録・市町村への通知に係る記録・苦情の内容等の記録・事故の状況及び事故の際に取った処置についての記録		国の基準どおり

	国基準	区分	市基準
特定地域型保育事業 運営に関する基準	(14) 受給資格等の確認、支給認定申請の援助 特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定証により支給認定の有無、有効期間等を確認 支給認定申請が行われていない場合は、申請が行われるよう必要な援助を行う	参酌すべき基準	国の基準どおり
	(15) 施設給付費等の額に係る通知等 特定地域型保育施設は、支給認定保護者に対し、施設給付費の額その他必要と認められる事項を記載した特定地域型保育を提供したことを証する書類を通知、又は交付しなければならない。		国の基準どおり
	(16) 相談及び援助 子どもの心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他援助を行う。		国の基準どおり
	(17) 緊急時等の対応 職員は教育・保育の提供を行っているときに支給認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに保護者及び医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じる。		国の基準どおり
	(18) 保護者に関する市町村への通知 保護者の虚偽・不正行為による教育・保育の提供を把握した場合の市町村への通知		国の基準どおり
	(19) 揭示 ・運営規程の概要　・職員の勤務体制　・利用者負担		国の基準どおり
	(20) 子どもの適切な処遇 子どもを平等に取り扱う原則 虐待等の禁止 懲戒に係る権限の濫用防止		国の基準どおり
	(21) 個人情報管理(秘密保持) 業務上知り得た子ども及びその保護者の秘密の保持 職員(退職者を含む)に対して、秘密保持のために必要な措置を講じる 関係機関(小学校等)への情報提供が必要な場合に対応するため、保護者に周知・説明し同意を得る		国の基準どおり
	(22) 情報提供等 地域型保育の内容に関する情報の提供を行うよう努める 地域型保育事業について虚偽又は誇大な広告をしてはならない		国の基準どおり
	(23) 利益供与等の禁止 地域型保育事業を紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない		国の基準どおり
(24) 苦情処理 苦情受付窓口の設置、苦情内容等の記録、苦情に関する市町村事業に対する協力 市町村による指導監督等に対し、必要な協力、改善等	従うべき基準	国の基準どおり	
	(25) 地域との連携等 地域住民との連携及び協力をねらう等地域との交流に努める	国の基準どおり	

		国基準	区分	市基準
特定地域型保育事業 運営に関する基準	(26) 事故発生の防止及び発生時の対応 事故の発生防止 <ul style="list-style-type: none">・事故発生防止のための指針の整備・従業者に対する改善策の周知体制の整備・事故発生防止のための委員会及び従業者への研修の実施 事故発生対応 <ul style="list-style-type: none">・保護者、市町村に対して速やかな報告、必要な措置・事故発生時の状況、処置等に関する記録・損害賠償		従うべき基準	国の基準どおり
	(27) 会計の区分 地域型保育事業ごとの区分経理		参考基準	国の基準どおり
特給例付地費基 域に準 型関 保する 育る	(1) 特別利用地域型保育の基準(1号認定子ども) 認可基準を遵守 利用定員を遵守		従うべき基準	国の基準どおり
	(2) 特定利用地域型保育の基準(2号認定子ども) 認可基準を遵守 利用定員を遵守		従うべき基準	国の基準どおり
その他 経過措置	(1) 特定保育所について 特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、受け取りの際に市町村の同意を得ることを要件とする。 市町村から児童福祉法第24条第1項の規定に基づく保育所における保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がない限りこれを拒んではならない。 (2) 小規模保育事業C型の利用定員 小規模保育事業C型にあっては、この条例の施行の日から5年を経過するまでの間、利用定員は6人以上15人以下とする。 (3) 連携施設 連携施設の確保が著しく困難であり、適切な支援を行うことができると市町村が認める場合、この条例の施行の日から5年を経過するまでの間、連携施設の設定を求めないことができる。		従うべき基準	「保育内容の支援」「卒園後の受け皿」に関する規定については、経過措置に該当しない

保育の支給認定(保育の必要性の認定)に関する基準

	現行	国基準	市基準																		
認定区分等		<p>◆ 認定の区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年齢</th> <th>保育の必要性</th> <th>認定区分</th> <th>利用可能施設・事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">満3歳以上</td> <td>なし</td> <td>1号認定(教育標準時間)</td> <td>認定こども園・幼稚園</td> </tr> <tr> <td>あり</td> <td>2号認定(保育標準時間) 2号認定(保育短時間)</td> <td>認定こども園・保育所</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">満3歳未満</td> <td>なし</td> <td>認定対象外</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>あり</td> <td>3号認定(保育標準時間) 3号認定(保育短時間)</td> <td>認定こども園・保育所 ・地域型保育事業</td> </tr> </tbody> </table>	年齢	保育の必要性	認定区分	利用可能施設・事業	満3歳以上	なし	1号認定(教育標準時間)	認定こども園・幼稚園	あり	2号認定(保育標準時間) 2号認定(保育短時間)	認定こども園・保育所	満3歳未満	なし	認定対象外	-	あり	3号認定(保育標準時間) 3号認定(保育短時間)	認定こども園・保育所 ・地域型保育事業	
年齢	保育の必要性	認定区分	利用可能施設・事業																		
満3歳以上	なし	1号認定(教育標準時間)	認定こども園・幼稚園																		
	あり	2号認定(保育標準時間) 2号認定(保育短時間)	認定こども園・保育所																		
満3歳未満	なし	認定対象外	-																		
	あり	3号認定(保育標準時間) 3号認定(保育短時間)	認定こども園・保育所 ・地域型保育事業																		
保育の実施基準	<p>◆ 「保育に欠ける」事由</p> <p>児童の保護者のいずれもが以下のいずれかに該当することにより、当該児童を保育することができない場合であって、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 昼間に居宅外で労働することを常態としていること ② 昼間に居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること ③ 妊娠中であること又は出産間がないこと ④ 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること ⑤ 同居の親族で長期にわたり疾病の状態にあるもの又は精神若しくは身体に障害を有するものを常時介護していること ⑥ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たつていること ⑦ 市長が認める前各号に類する状態にあること 	<p>◆ 「保育の必要性」の事由</p> <p>以下のいずれかに該当すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 就労 <ul style="list-style-type: none"> ・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応（一時預かり事業で対応可能な短時間の就労は除く） ・居宅内の労働（自営業、在宅勤務等）を含む ② 妊娠、出産 ③ 保護者の疾病、障害 ④ 同居又は長期入院等している親族の介護、看護 ⑤ 災害復旧 ⑥ 求職活動 <ul style="list-style-type: none"> ・起業準備含む ⑦ 就学 <ul style="list-style-type: none"> ・職業訓練校等における職業訓練を含む ⑧ 虐待やDVのおそれがあること ⑨ 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること ⑩ その他、上記に類する状態として市町村が認める場合 	国の基準どおり																		

	現行	国基準	市基準
保育必要量	保育時間 1日8時間	<p>◆ 認定区分</p> <p>① 保育標準時間 1日 11時間までの利用 平均275時間/月 (212時間超292時間以下)</p> <p>② 保育短時間 1日 8時間までの利用 平均200時間/月 (最大212時間)</p> <p>◆ 就労時間の下限 1月あたり<u>48時間以上64時間以下の範囲</u>で、市町村が地域の就労実態等を考慮して定めることとする</p>	国の基準どおり

※ 保育短時間の就労時間の下限については、「週4日以上就労し、かつ日中4時間以上の就労を常態とする」の時間数を目安とし、1月あたり64時間とする。
なお、これを下回る就労については、一時預かり事業等で対応するものとする。

上田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

上田市条例（案）	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準	備考
(趣旨) 第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の8の2第1項の規定により、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 児童福祉法（昭和22年法律第160号。以下「法」という。）第34条の8の2第2項の厚生労働省令で定める基準（以下「設備運営基準」という。）は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。 (1) 法第34条の8の2第1項の規定により、放課後児童健全育成事業（法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。以下同じ。）に従事する者及びその員数について市町村（特別区を含む。以下同じ。）が条例を定めるに当たって従うべき基準 第10条（第4項を除く。）及び附則第2条の規定による基準 (2) 法第34条の8の2第1項の規定により、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数について市町村が条例を定めるに当たって参考すべき基準 この省令に定める基準のうち、前号に定める規定による基準以外のもの 2 設備運営基準は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の監督に属する放課後児童健全育成事業を利用している児童（以下「利用者」という。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。 3 厚生労働大臣は、設備運営基準を常に向上させるように努めるものとする。	条例では不要
		条例では不要
		条例では不要
		条例では不要

上田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 放課後児童健全育成事業 法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。</p> <p>(2) 児童 法第4条第1項に規定する児童をいう。</p> <p>(3) 保護者 法第6条に規定する保護者をいう。</p>		国の基準では規定されていないが、条例では必要
<p>(最低基準の目的等)</p> <p>第3条 この条例に定める基準（次項及び次条において「最低基準」という。）は、放課後児童健全育成事業を利用している児童（以下「利用者」という。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。</p>	<p>(最低基準の目的)</p> <p>第2条 法第34条の8の2第1項の規定により市町村が条例で定める基準（以下「最低基準」という。）は、利用者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。</p> <p>(最低基準の向上)</p> <p>第3条</p>	第2項を設けたため。
<p>2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。</p>	<p>2 市町村は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。</p>	「市町村」を「市」に
<p>(最低基準と放課後児童健全育成事業者)</p> <p>第4条 放課後児童健全育成事業を行う者（以下「放課後児童健全育成事業者」という。）は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。</p> <p>2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている放課後児童健全育成事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。</p>	<p>(最低基準と放課後児童健全育成事業者)</p> <p>第4条 放課後児童健全育成事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。</p> <p>2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている放課後児童健全育成事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。</p>	

<p>3 市長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、放課後児童健全育成事業者に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。</p>	<p>(最低基準の向上)</p> <p>第3条 市町村長は、その管理に属する法第8条第4項に規定する市町村児童福祉審議会を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する放課後児童育成事業を行う者（以下「放課後児童健全育成事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。</p>	<p>児童福祉審議会を設置していないため、この規定になる。</p>
<p>(放課後児童健全育成事業の一般原則)</p> <p>第5条 放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。</p> <p>3 放課後児童健全育成事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該放課後児童健全育成事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。</p> <p>4 放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容について、自ら</p>	<p>(放課後児童健全育成事業の一般原則)</p> <p>第5条 放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。</p> <p>3 放課後児童健全育成事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該放課後児童健全育成事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。</p> <p>4 放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容について、自ら</p>	

上田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。 5 放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。	評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。 5 放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。	
（放課後児童健全育成事業者と非常災害対策） 第6条 放課後児童健全育成事業者は、軽便消火器等の消防用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。 2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、定期的に行わなければならない。	（放課後児童健全育成事業者と非常災害対策） 第6条 放課後児童健全育成事業者は、軽便消火器等の消防用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。 2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、定期的にこれを行わなければならない。	「これ」を削る。
（放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件） 第7条 放課後児童健全育成事業において利用者の支援に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。	（放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件） 第7条 放課後児童健全育成事業において利用者の支援に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。	「者」を「もの」に
（放課後児童健全育成事業者の職員の知識及び技能の向上等） 第8条 放課後児童健全育成事業者の職員は、常に自己研鑽に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。	（放課後児童健全育成事業者の職員の知識及び技能の向上等） 第8条 放課後児童健全育成事業者の職員は、常に自己研鑽に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。	

上田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(設備の基準)	(設備の基準)	
<p>第9条 放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下この条において「専用区画」という。）を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</p> <p>2 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならない。</p> <p>3 専用区画並びに第1項に規定する設備及び備品等（次項において「専用区画等」という。）は、放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>4 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。</p>	<p>第9条 放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下この条において「専用区画」という。）を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</p> <p>2 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならない。</p> <p>3 専用区画並びに第1項に規定する設備及び備品等（次項において「専用区画等」という。）は、放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>4 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。</p>	
(職員)	(職員)	
<p>第10条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。</p> <p>2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第5項において同じ。）をもってこれに代えることができる。</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1) 保育士の資格を有する者</p>	<p>第10条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。</p> <p>2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第5項において同じ。）をもってこれに代えることができる。</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1) 保育士の資格を有する者</p>	

上田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

<p>(2) 社会福祉士の資格を有する者</p> <p>(3) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和 18 年勅令第 36 号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第 90 条第 2 項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第 9 号において「高等学校卒業者等」という。）であって、2 年以上児童福祉事業に従事したもの</p> <p>(4) 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者</p> <p>(5) 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正 7 年勅令第 388 号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>(6) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第 102 条第 2 項の規定により大学院への入学が認められた者</p> <p>(7) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>(8) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、</p>	<p>(2) 社会福祉士の資格を有する者</p> <p>(3) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和 18 年勅令第 36 号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第 90 条第 2 項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第 9 号において「高等学校卒業者等」という。）であって、2 年以上児童福祉事業に従事したもの</p> <p>(4) 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者</p> <p>(5) 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正 7 年勅令第 388 号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>(6) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第 102 条第 2 項の規定により大学院への入学が認められた者</p> <p>(7) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>(8) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、</p>
---	---

上田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

<p>芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>(9) 高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、<u>市長</u>が適當と認めたもの</p> <p>4 第2項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。<u>ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p>	<p>芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>(9) 高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適當と認めたもの</p> <p>4 第2項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。</p> <p>5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p>	<p>「市町村長」を「市長」に</p>
<p>(利用者を平等に取り扱う原則)</p> <p>第11条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取扱いをしてはならない。</p>	<p>(利用者を平等に取り扱う原則)</p> <p>第11条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取扱いをしてはならない。</p>	
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用者的心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用者的心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	

上田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(衛生管理等)	(衛生管理等)	
<p>第13条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>3 放課後児童健全育成事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならならない。</p>	<p>第13条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>3 放課後児童健全育成事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならならない。</p>	
(運営規程)	(運営規程)	「運営」が重なるので削る。
<p>第14条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する<u>規程</u>を定めておかなければならない。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 職員の職種、員数及び職務の内容 (3) 開所している日及び時間 (4) 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額 (5) 利用定員 (6) 通常の事業の実施地域 (7) 事業の利用に当たっての留意事項 (8) 緊急時等における対応方法 (9) 非常災害対策</p>	<p>第14条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 職員の職種、員数及び職務の内容 (3) 開所している日及び時間 (4) 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額 (5) 利用定員 (6) 通常の事業の実施地域 (7) 事業の利用に当たっての留意事項 (8) 緊急時等における対応方法 (9) 非常災害対策</p>	

上田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項 (11) その他事業の運営に関する重要事項 (放課後児童健全育成事業者が備える帳簿) 第15条 放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。	(10) 虐待の防止のための措置に関する事項 (11) その他事業の運営に関する重要事項 (放課後児童健全育成事業者が備える帳簿) 第15条 放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。	
(秘密保持等) 第16条 放課後児童健全育成事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 2 放課後児童健全育成事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。	(秘密保持等) 第16条 放課後児童健全育成事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 2 放課後児童健全育成事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。	
(苦情への対応) 第17条 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 2 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関し、 <u>市</u> から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 3 放課後児童健全育成事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。	(苦情への対応) 第17条 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 2 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 3 放課後児童健全育成事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。	「市町村」を「市」に

上田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(開所時間及び日数) <p>第18条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する時間について、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上を原則として、その<u>地域</u>における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。</p> <p>(1) 小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき8時間 (2) 小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき3時間</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する日数について、1年につき250日以上を原則として、その<u>地域</u>における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。</p>	(開所時間及び日数) <p>第18条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する時間について、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上を原則として、その<u>地方</u>における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。</p> <p>(1) 小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき8時間 (2) 小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき3時間</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する日数について、1年につき250日以上を原則として、その<u>地方</u>における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。</p>	「地方」を「地域」に 「地方」を「地域」に
(保護者との連絡) <p>第19条 放課後児童健全育成事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、当該利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。</p>	(保護者との連絡) <p>第19条 放課後児童健全育成事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、当該利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。</p>	
(関係機関との連携) <p>第20条 放課後児童健全育成事業者は、<u>市</u>、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。</p>	(関係機関との連携) <p>第20条 放課後児童健全育成事業者は、市町村、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。</p>	「市町村」を「市」に

上田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(事故発生時の対応) <p>第21条 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、<u>市</u>、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p>	(事故発生時の対応) <p>第21条 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p>	「市町村」を「市」に
附 則 (施行期日) <p>第1条 この<u>条例</u>は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。</p> <p>（職員に関する経過措置） 第2条 この<u>条例</u>の施行の日から平成32年3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。</p>	附 則 (施行期日) <p>第1条 この省令は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。</p> <p>（職員の経過措置） 第2条 この省令の施行の日から平成32年3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。</p>	「省令」を「条例」に 他の条例と合わせる。 「省令」を「条例」に